

寒川町一般職の職員の扶養手当の支給に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
第4条 町長は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。 (1) (略) (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円程度以上 _____ _____ _____である者 (3) (略)	第4条 町長は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。 (1) (略) (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円程度以上 <u>(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上)</u>である者 (3) (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。